

海上自衛隊の現況と将来

島嶼国家の宿命——グレーゾーン事態 あるいは軍事力と警察力の問題について

PRESENT AND FUTURE OF JMSDF by Izuru Fukumoto

福本 出 (元海上自衛隊幹部学校長・海将)

訓練海面に向け出港する掃海艇群。(五老海 聖太)

もしもある瞬間ににおけるすべての物質の力学的状態と力を知ることができ、かつもしもそれらのデータを解析できるだけの能力の知性が存在するとすれば、この知性にとっては、不確実なことはなにもなくなり、その目には未来も(過去同様に)すべて見えているであろう。

「確率の解析的理論」1812年

ピエール＝シモン・ラプラス

* * *

「悪の帝国」といわれたソビエト連邦が地球上から消滅し、冷戦が終結するなど、考えたこともなかつことが想像を絶する早さで進行し、その影響は世界中に連鎖反応を起こした。戦争の恐怖から解放され、もはや軍備に大金を使う必要がなくなるという期待から生まれた「平和の配当」という言葉も空しく、パンドラの箱から解き放たれた大小の武力衝突が溢れ、もはや大国によるコントロールも不能な世界が到来した。

米本土が直接攻撃されることなどあり得ないと神話も崩れ、首都ワシントンの国防省やニューヨークのランドマークが、国家主体でもないテロ集団にハイジャックされた旅客機により同時に体当たりを受けるという、ハリウッド映画さながらの衝撃的シーンがニュースで映し出される。

日本の上空を横切るミサイル発射実験が行なわれ、自衛隊の艦艇・航空機に対する異常接近やレーダー照射などの威嚇も生じた。人口減少に伴い増加する無人島に、いつの間にか他の国の国旗がはためく可能性も否定できない。

沿岸から離れることもむずかしいボロ船集団だったはずの中国海軍は、世界有数の大艦隊を運用するようになり、南シナ海の岩礁は戦闘機も離発着できる空港を備えた軍事要塞と化した。

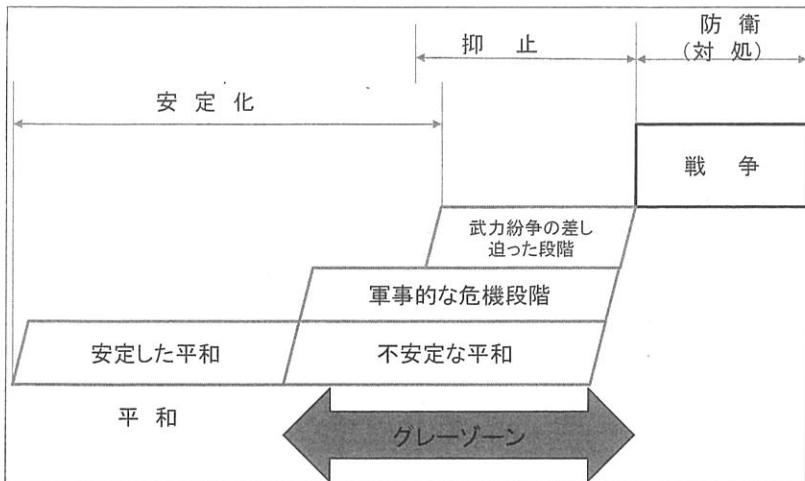
それほど衝撃的な変化を経験してなお、日本を巡る安全保障環境がこれほどめまぐるしく、しかも大きく変動し続けるような時代が来ると、誰が予測し得ただろうか。昨年の本誌「海上自衛隊」増刊号が発刊されてからの1年も、多くの識者の予測をはるかに超える激動の1



年であった。

本稿執筆中のゴールデンウイークから5月にかけて起きた朝鮮半島を巡る情勢の変化は、その典型であろう。つい先日までミサイル発射や核実験を繰り返し、メディアによる罵詈雑言をまき散らしていた封建的軍事国家の独裁者が豹変し、南北、中朝首脳会談を経て、史上初の米朝首脳会談に臨もうとしている。過去の国際約束さえ躊躇なく反古にし、世界を驚かせるような決断を次々とツイッターでつぶやくトランプ米大統領の“ディール”が成功し、これまで幾度となく裏切られてきた“核兵器のない朝鮮半島”との約束の実現がどのように担保されるのか。核保有国家が国際交渉の結果としてそれを放棄した例がないなかで、その行方を世界が注目している。

中国においても注目すべき大きな変化が起きている。尖閣諸島のいわゆる“国有化”以来、大きく冷え込み、中国に進出した日本企業が襲撃され、中国公船による領海侵入等の威嚇が同諸島周辺において、かつてない規模、



第1図 グレーゾーンのイメージ

中村好寿著『抑止力を越えて-2020年の軍事力』(1996年時潮社刊) 90頁の表を参考に作成。

かつ常規的で執拗に行なわれるなど、冷え込んでいた日中関係にも目に見える変化が起き始めた。昨年11月、APECの機会に行なわれた安倍首相・習主席間の日中首脳会談以来急速に動きだし、本年5月の日中首相による会談後、2007年以来11年越しになっていた「海空連絡メカニズム」の運用開始に関する覚書きが防衛当局間で交換された。これにより自衛隊と中国軍間の現場および上級司令部間のコミュニケーション手段が確保され、防衛当局間の定期協議も開催されることとなった。一方、尖閣諸島周辺で領海侵入を繰り返す当事者である海警船が所属する中国の国家海洋局（中国海警局）は、本年3月の組織改編決定により、国土資源部から人民武装警察部隊に移管されることが発表された。

他国との防衛協力や安全保障対話もアメリカ一辺倒の時代は過去のこととなり、大きく広がりを見せている。アメリカとの間で始まった2プラス2（外務・防衛閣僚会議）は2007年のオーストラリアを皮切りに、今やイギリス、ロシア、インドネシアなど6カ国との間で行なわれており、今後さらに広げられる予定のほか、ASEANやNATOを始めとする多国間の安全保障対話も進められている。

ACSA（物品役務相互提供協定）についても、アメリカとの協定には新たに区分された「存立危機事態」などの事態に応じた協力できるよう改訂されたほか、オーストラリアのほかイギリス、カナダとも締結し、フランスとの間でも協議されている。このほか二国間、多国間の防衛協力・交流や、能力構築支援を行なう相手国も、この1年間さらに増加した。

国内に目を向けると、そのような情勢を前に、国民生活における安全保障意識も次第に大きなウエイトを占めるようになってきた。最近の世論調査を見ても、日本を巡る安全保障環境に不安を感じると答えた割合は90パーセントを大きく超える結果を示している。そのような国民意識を反映してか、敵基地攻撃も可能とする長距離巡航ミサイルの保有や、“いざも”型護衛艦のF-35B搭載による“空母化”検討などの報道も、冷静に受け止め

られている。

ここまで主として我が国を取り巻くこの1年の変化を概観してみた。このような情勢のもと、今や日本の防衛省・自衛隊が担うべき役割は、“War Fight”に重きを置き、想定される武力衝突に備えるといったシンプルなものではあり得なくなっている。現在の海上自衛隊が担わねばならない多様な役割については、筆者と防衛大同期で幹部学長前前任者でもある吉田正紀元佐世保地方総監により、本誌2016年7月増刊号で極めて明快に論述されているので、こちらを再読していただきたい。

戦闘集団である以上、軍隊が戦いに勝つ実力を備えることがなによりも重要であることは論を待たず、否定や軽視するものでは決してない。しかし「見敵必戦、会敵必勝」型の猛々しい戦術思想が日本を滅亡の危機に追い詰めたことを忘れてはならない。

かつて山本五十六連合艦隊司令長官が真珠湾攻撃のための作戦会議において示した、日米交渉が成立した場合には作戦を中断し引き返すとの指示に、「いったん出撃した後に中断するのは無理で、士気にかかわる」と反対する部下指揮官・参謀に対し、「百年兵を養うは一日これを用いんがためなり」と述べて厳しく戒めたといわれる。現在の防衛力はまさにその「一日」に用いることなく、有事未満のところでいかに兵を“養い（活用し）”「戦わない」という勝利に導くか、いい換えれば、グレーゾーン（平和でも戦争でもない）のところでの海上自衛隊の役割が問われる時代が到来している（第1図）。

尖閣諸島周辺で中国公船等による領海侵入は依然としてやまず、月平均3隻の領海侵入がここ数年常規的に繰り返されている。これに対し、海上保安庁巡視船艇が海上法執行機関として領海警備にあたり、海上自衛隊はその周辺海域における警戒監視を行なう態勢が継続されている。

このように、まさに今我が国が現在進行形で直面しているグレーゾーン事態において、その濃淡に応じ、現在および将来の海上自衛隊が十分に対応し、「戦わずして勝つ」ことのできる態勢／体制になっているかの検証が必要である。

本稿では、まず先の大戦において全国民を死の淵に追いやった日本を降伏させた「飢餓作戦」について誌面を割くことをお許し願いたい。これにより、われわれ日本人が日本列島という四面環海の島嶼に住む宿命を知り、我が国にとっての海上防衛の重要さを改めて読者に知っていただきたいと思うからだ。特異事象から、普遍的な答えが見えてくることがある。

次に、現在の海上自衛隊を検証するにあたり、グレー

ゾーン事態対処に潜む間隙について解説し、最後に今後整備を進めるべき両用戦艦隊について述べてみたい。

飢餓作戦 シーレーンの破滅がもたらしたもの

日本が資源のほとんどを輸入に依存する島嶼国家であることは、ひょうたん島のように移動できない限り、未来永劫変わることはないだろう。日本のエネルギー供給の約50パーセント近くを占める原油の輸入量は年平均約2億キロリットル前後である。これは超大型石油タンカー（VLCC）換算で、およそ740隻が年間を通じて中東と日本との間を往復していることになる。片道約20日の航路上に、石油タンカーだけでも365日欠かすことなく、當時往復90隻ほどが行列しているイメージだ。たとえば自宅から馴染みの店先まで買い物で往復するのに、行き帰り常に90人が列をなしている構図を想像してみてほしい。単純換算であり、石油以外の輸入トン数はこの数倍もあるので、実際にはこれをはるかに超える数の船が往来しているはずだ。

もし日本の生命線である海上交通路に支障を来したら何が起きるのか。実はわが国はわずか70年前にそれを経験している。しかし、忘れてはならないはずの歴史が語られることはほとんどない。かくいう筆者とて、こうした事実があったことを知ったのは、1等海尉になり幹部中級掃海課程で学んでからであった。

米軍による「通商破壊作戦」は、資源のほとんどすべてを輸入に頼る日本の戦争遂行能力を根本から奪うため、連合軍による対日作戦が開始された当初から重点的に採られてきた。そもそも欧米より後発的に植民地政策に乗り出した日本を快く思わない欧米は、1930年代後半からいわゆる“ABCD包囲網”により日本に対する経済制裁を行なってきた。その範囲は機械製品、鉄鋼、屑鉄、石油製品と徐々に広がり、1941年には日本の在米資産が凍結され、石油も全面禁輸となつた。

これをさらに進め、開戦後は日本のシーレーンに対する艦艇・航空機による無差別の通商破壊作戦を実施するに至つた。その最終段階で、とどめを刺す作戦は「飢餓作戦（Operation Starvation）」と名付けられた。日本周辺の港湾航路に機雷を敷設し、船舶の出入港や物資の流通を麻痺させる作戦である。アジア太平洋の日本占領地域に対する機雷敷設は1942年10月から開始され、当初は南方諸島から中国沿岸に対して敷設された（第2図）。昭和20年に入り、連合軍が沖縄まで侵攻してきた段階では、東南アジア方面との航路は完全に閉鎖され、残すところは中国と朝鮮半島および日本周辺の内海沿岸航路のみとな

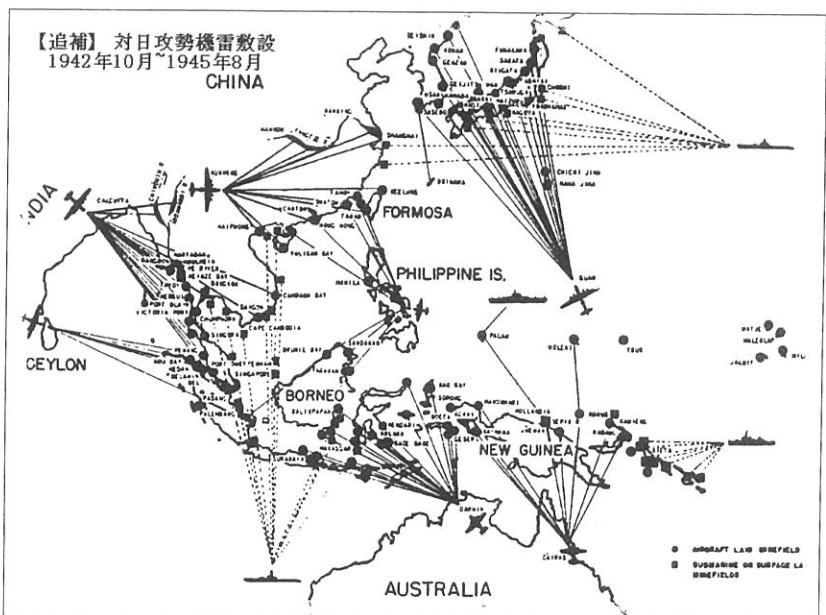
っていた。

艦艇、航空機、潜水艦による商船攻撃による通商破壊作戦は成功し、開戦当初633万トンあった日本商船隊は、終戦間際には船腹トン数にして約3分の1、喪失した隻数は2,500隻余となり、石油輸入量は開戦時の10分の1となつていて。船舶の減耗とシーレーンの遮断により食料輸入も激減したが、国内農業生産も限界があり、国民はまさに飢えに苦しんでいた。当時は満州や朝鮮半島から米や大豆を輸入していたが、船による十分な輸送ができなくなつた。現在の北朝鮮沿岸からは、食糧を樽に詰めて日本海に流し、漂着させるという窮屈の策まで考えられた。

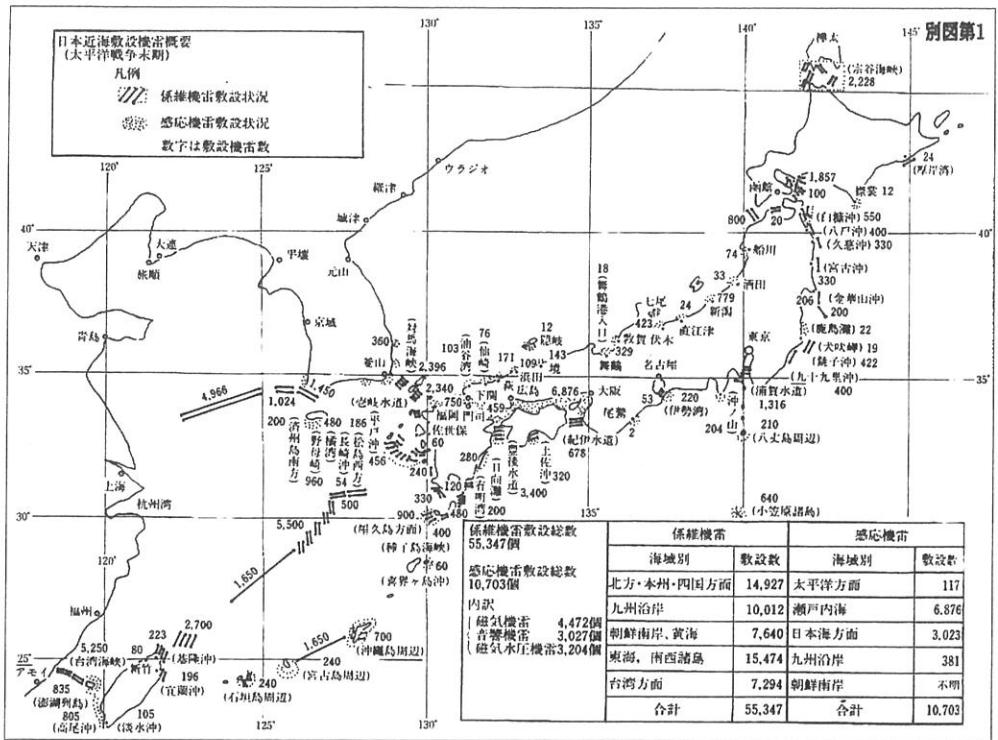
こうしてすでに虫の息となつた日本にとどめを刺したのが「飢餓作戦」だった。1945年3月から日本全土の主要都市はもちろん地方都市に対しても大量の爆弾が無差別に投下され、戦闘員以外の多くの市民が犠牲となつた。同時に日本周辺の港湾航路に機雷を敷設し、海運の完全遮断が図られた。当時日本が保有する機雷のすべてが係維式の触発機雷であったのに対し、米軍がB-29により航空敷設した機雷は爆弾型の沈底機雷だった。その触発方式は艦船の発する磁気、音響、水圧に感應して発火する最新型で、日本海軍は有効かつ効率的な処分方法の開発ができていなかつた。

米軍は1945年8月までに、東京湾、伊勢湾、若狭湾、瀬戸内海、紀伊水道、豊後水道、関門海峡などの主要な港湾及び内海・沿岸航路のすべてを封鎖するに至つた。米軍が敷設した機雷は約1万2,000個に及んだ（第3図）。

当時の飢餓状態について、初代海上保安庁長官の大久保武雄は「海鳴りの日々」の中で「極端な燃料、衣料、食糧、生活用品の不足から、自動車は後方トランクのところに木炭釜を背負って走り、松根油を製造するために、全国の松山が伐られた。醤油は大豆の代わりにアミノ酸用として古靴の皮や女の髪の毛が使われ……後略」と、



第2図 米軍による日本およびその支配地域に対する機雷敷設作戦の概要
海上幕僚監部防衛部編「航路啓開史」より。



第3図 太平洋戦争戦争末期における日本周辺の機雷敷設状況
海上幕僚監部防衛部編「航路啓開史」より。

壮絶な困窮ぶりを実体験として記述している。

旧食糧庁編纂による「食糧管理史」(1956年)には、終戦直後の一般市民の飢餓状態について、次のような記述がある。

「ろくに職もなく、食うものも住むところもなく、激しいインフレーションの大波の中、ただ翻弄されるだけであった。当時3,000万人の餓死者が出るといわれたのも、必ずしも杞憂ではなかった。」

1945年の人口が約7,200万人であることを鑑みれば、国民のほとんどが飢餓状態に陥り、全国民の半数近くが餓死する可能性さえ指摘されたことには、改めて驚きを禁じ得ない。

事実、当時の新聞を紐解けば、終戦直後には上野駅周辺で発見された餓死者は月平均75人、大阪駅周辺でも65人前後が餓死していたことが分かる。

終戦をもって戦闘は終結したが、敷設された日米の機雷は依然として生きており、残存する推定約7,000個の機雷により港湾航路は封鎖されたままであった。1945年9月2日、東京湾に錨を入れた戦艦ミズーリ Missouri BB-63の艦上で降伏文書への調印がなされると同時に発出された連合軍一般命令第1号により、帝国陸海軍の武装解除および復員とともに機雷の除去、海上交通の回復が命ぜられた。

貿易立国である日本の復興は、港湾航路が封鎖されたままでは成り立たない。そればかりか、残存機雷による貨物船や旅客船の触雷はあとをたたなかつた。1946年1月、岡山県牛窓町沖で触雷沈没した女王丸には、高松に向かう修学旅行の子どもたちが乗船していた。多くの子供を含む304名が被災、このうち193名が死亡すると

いう悲劇の報道は、いまだ戦争が終わっていないことを日本中に突きつけた。

掃海部隊による機雷除去作業は、その所属を海軍省、第二復員省、復員庁、運輸省海上保安庁、海上警備隊、保安庁警備隊、防衛庁海上自衛隊へと変更されつつも、旧海軍軍人により編成された航路啓開隊により肅々と続けられた。1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効したのを機に、それまでの航路啓開業務で殉職した77名(当時)の慰靈顕彰のため、同年6月、全国31の港湾都市市長等が発起人となり、吉田茂首相の揮毫による掃海殉職者顕彰碑が香川県の金刀比羅宮参道の中腹に建立された。現在も毎年5月に、掃海部隊隊員や元航啓隊員、遺族等関係者が参加し、海上自衛隊の公式行事として追悼式が行なわれている。

残存機雷の処理数は減少傾向にあるものの、21世紀になった今日もほぼ毎年発見処理されており、2017年度の実績は12個約1.8トンと、近年としては比較的多いものであった。全国民が餓死寸前となった歴史が忘れられようとも、消えることはない。

もちろん、世界中の国々が相互依存度を深めている今日、第2次大戦のように大国同士が戦争状態になり、日本のシーレーンが長期にわたり閉鎖されるような事態は想定できない。しかしたとえばイランによるホルムズ海峡機雷封鎖が懸念されただけで、日本を含む世界経済が混乱するなど、その影響は依然として大きい。わが国の海上防衛におけるシーレーンの重要性は今も変わりなく、それに呼応する海上防衛力整備は主として対潜戦と対機雷戦能力の維持向上であることも不变である。加えて、中国の国家海洋局および海軍力の急速な増強に伴い、海上保安庁との共同連携と、統合作戦による領土防衛/奪還能力整備の必要性が喫緊の課題となつた。

領海警備のための警察力と軍事力

かつては目に見えない溝を越えられなかった海上自衛隊と海上保安庁との連携も、アデン湾における海賊対処行動での共同対処開始以来徐々に緊密となり、尖閣諸島周辺の警戒監視においても、現場では絶妙な連携が図られている。あわせて平和安全保障関連法の整備により、平時から有事に至る事態の変化に呼応したシームレスな

態勢がかなりの程度整備された。しかしながら、実態として本当に時間的・空間的あるいは三戦の視点からも間隙のない対処をするためには、いまだ課題が残る。

海上自衛隊は国内法上“軍隊”でなく、自衛艦の任務行動は諸外国の軍艦に与えられた任務や行使できる権限とは異なるということはよく知られている。海上保安庁の英語名称は“Coast Guard”であり、中国を含む諸外国のコースト・ガードと同じだが、その法的地位は異なる。それは、海上保安庁が純粋な文民組織の法執行機関であり、軍事的な行動を行なってはならないと規定される一方、諸外国のコースト・ガードは法執行機関であると同時に準軍隊であり、隊員は文民ではなく、その船艇は国際法上軍艦の地位を有し、有事には海軍の一部として共同作戦行動するところである。そもそも海上における法執行は、歴史的には海軍が行なっていたのであり、イギリスなど、いまだ海軍が担っている国もある。コースト・ガード等の海上法執行専門機関の設立は第2次大戦後に始まったもので、歴史が浅い。日本は敗戦により軍隊を失い武装解除されたが、戦勝国側は日本が決して再軍備しないようさまざまな対策を行なった。占領下の1948年に海上保安庁が発足する際も、これが再軍備のきっかけとならぬよう注意が払われ、海上警察活動と救難のみを担当する純文民組織とし、その“籠（たが）”として、海上保安庁法第25条で「組織・訓練・機能上のいずれにおいても軍隊と解釈してはならない」との規定が、GHQの意向により挿入された。さらに発足当時は、排水量1,500トン未満、速力15ノット未満、武装は保安官の小火器に限るなどの細かな制限が科せられていた。現在はこうした制限が撤廃されているものの、海上保安庁法第4条には、「保有する船舶・航空機の構造・設備・性能は、海上治安の維持や遭難救助等の任務遂行に適当な範囲に制限する」と定められている。再軍備を恐れた占領時代の残滓が残っているように見えるこうした規定を、「マッカーサーの呪縛」と称する人もいる。

海上保安庁はコースト・ガードか

法執行機関である海上保安庁の船艇と、中国海警局の船艇は、海上における秩序の維持や海難救助のために協力関係であっても、互いに旗国の国家意思強制のために対峙することは、理論的にはあり得ない。しかし、わが国固有の領土であり領土問題は存在しないという立場である尖閣諸島を、中国側も歴史に照らしても固有の領土であると主張している限り、尖閣の領海内にいる海上保安庁の巡視船艇は、中国側にしてみれば領海侵犯をしている相手公船として排除の対象となる。

そうした事態がエスカレートした場合、海警船は軍艦であるから、国際法上厳然たる不可侵權と治外法權が確

立されているので巡視船は退去を要求する以外手出しができないのに対し、政府公船である巡視船の地位は各論あって確立しておらず、軍艦の地位ほど強く守られていないので、軍艦たる海警船は武器使用に及ぶことも考えられる。

中国においても領土問題等の国際問題の解決は法と正義に基づいて行なわれるべきであり、力による強要は許されないと立場である。その一方で、中国が海警船を使用して接続水域や領海への侵入を繰り返す行為は警察行動の一端とは考えられず、軍事行動に海警という準軍隊を活用し、領土拡張意欲をカモフラージュしているに過ぎない。

海上保安庁船艇が武器を使用する場合は、海上保安庁法第20条により、警察官職務執行法第7条が準用され、警察比例の原則に基づき段階的な武力の行使が認められる。しかし、新型の海警船には76ミリ砲搭載型も就役し、その数はさらにふえるとみられているのに対し、新造巡視船艇においても最大40ミリ機銃までしか装備しないため、やがて比例には限界がみえてくる。

尖閣諸島周辺の領土領海警備強化のため、海上保安庁の勢力が量質ともに急速に増強されつつあるのは頗もしいう限りである。しかし装備武器については、40ミリ機銃が法執行に必要かつ十分であり、海上保安庁法第4条に照らし、76ミリ砲は過剰装備であるとの立場をとり、今後新造される巡視船にも装備される予定はない。トータルとしての中国海警局の勢力は海上保安庁の規模を上回っているだけでなく、隻数、大型船のトン数、装備武器のいずれにおいても、今後その差は広がって行くと見られる。また、2016年8月に約300隻の中国漁船に混じって海警船最大15隻が集結し、漁船とともに接続水域と領海に侵入を繰り返した事例のように、巡視船だけではコントロール仕切れない量的限界に至る可能性もある。

海上保安庁の能力を超える事態となった場合、政府は防衛省に対し海上警備行動を下令し、海上自衛隊の艦艇・航空機が投入されることになる。今のところ、尖閣周辺の現場における彼我勢力は巡視船の方が優っており、また海上保安庁現場職員の高い使命感により海警船の行動を抑止できているが、トータルの勢力、装備武器、法的立場とともに中国側が優っている限り、海上警備行動を発令せざるを得ない事態になる可能性は十分にある。

海上自衛隊による法執行 海上警備行動の問題点

巡視船と海警船が対峙する限り、それがどのようにエスカレートしたとしても武力行使には当たらず、国家間の紛争に至らせないで解決に導くことが可能である。法執行機関が武力衝突に至らせないバッファとして機能し

ているともいえるだろう。海上警備行動で出動する海上自衛隊には海上保安庁法第20条が準用され、護衛艦等は巡視船と同じ法執行船となり、同様の権限を行使することが可能となる。すなわち、見かけは灰色の軍艦だが、中味は巡視船ということである。海上警備行動を発令しても、法執行船としてのバッファが保たれるであろうか。与えられた任務や権限がどうあれ、海警の白い船に対し日本が先に軍艦を出したという構図になる。NHK であれ新華社であれ、この事態を伝える映像を見た国際世論は、日本側が先にエスカレーション・ラダーを上げたとしか見えないだろう。中国に人民解放軍海軍の艦艇出動の口実を与えることにもなり、たちまち海上自衛隊と中国海軍が直接対峙する事態となる。場合によっては地域紛争に発展しかねない状況を、日本側から作ったということだ。

このように、海上保安庁と海警局とのアンバランスを海上警備行動で補完することには、慎重のうえにも慎重を期さねばならない。こうした事態を招かないためにも、海上保安庁を量的・質的に一層増強することが急務である。

また、海上保安庁の増強以外にも、海上警備行動に移行させずに対処を継続できる方策も検討すべきだ。たとえば、自衛隊は前面に出ず、巡視船艇の燃料や食糧等の洋上補給、クルーの入替えなどの後方支援を海自補給艦等が担うことにより、巡視船艇の連続行動日数をふやすことも可能だろう。また現場海域を囲い込む周辺への護衛艦等の定期的な巡航や、付近における演習の実施なども間接的な増援になり得る。

そのような方策を尽くしても、なお海上警備行動を発令せざるを得ない事態となった場合、自衛艦と巡視船との共同連携にも問題がある。感覚的には、現場にいる自衛艦と巡視船は渾然一体となって共同行動を取ると思われるだろうが、ここに立ちはだかるのが再び海上保安庁法第25条の規定である。海上保安庁が軍隊と解釈されるような行動をとることが許されないため、巡視船は護衛艦と同一指揮系統に入ることも、同一任務行動を取ることもできないとの解釈だ。したがって、海上警備行

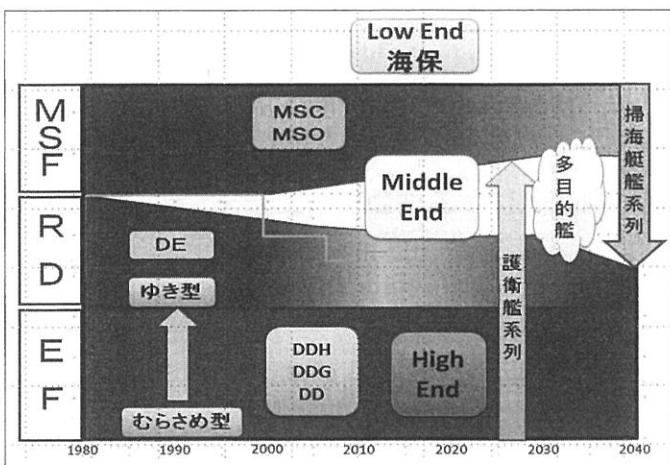
動が発令され、護衛艦が現場に到着すると選手交代となり、巡視船は速やかに現場から退去することになる。ここに時間的、空間的スキマが生じる危険性があり、その間隙を衝いて領土領海への侵入を許すことになりかねない。

法執行活動をすることになる海上自衛隊側にも問題がある。「餅は餅屋」のたとえがあるように、海上自衛官は平素から法執行の教育訓練を行なっているわけではないので、外国船艇に対する法執行という、海賊対処以上に慎重を要する活動を適切に行ない得るのか疑問がある。海賊対処行動では、海上保安官が護衛艦に乗り組んで法執行を行なう体制を取っているが、同様の体制をとることも一案である。また、上位の海上保安官とスタッフが指揮通信能力に優れた護衛艦に乗艦し、海上保安庁長官が自衛艦の指揮を執ることも考えられる。テロ対策でインド洋に自衛艦を派出するときに別組織を設立することが検討されたように、乗組み自衛官ごと自衛艦を海上保安庁に出向（移管）することも窮余の策となるかも知れない。

国連のPKO活動に従事した陸上自衛隊車両や航空自衛隊機は、白や空色に塗装を変更した。護衛艦を白く塗り直すわけにはいかないが、海上警備行動従事中の自衛艦が、軍事行動ではなく、あくまで巡視船を補完する法執行船として行動していることを示す外部標識や国際信号を定めて表示することなども検討に値する。

いかに中国海警船が大型で巡視船よりも装備が優っているといつても、護衛艦の装備と比べれば雲泥の差がある。そのようなギャップを考えると、法的権能が巡視船と同じだとはいえない、重武装の護衛艦（ハイエンド艦）を法執行任務に当てるには慎重を期さねばならないだろう。そのような観点からも、30年度から建造が始まる新たな護衛艦（30FFM）は中武装（ミドルエンド）艦として、この艦が担う“多任務”には、防衛出動未満のグレーゾーン事態において、比較的沿岸に近い中浅深度海域で行なう法執行活動に対応できることが含まれるべきである。中程度の火力や、相手の活動を制約するノン・リーサル・ウエポン・システムなどを備え、情報通信なども海上保安庁や現場の巡視船とのインターペラビリティを確保するなど、グレーゾーン事態や中烈度の事態における海保との連携を折り込んだ設計にすることが望まれる。

本来有事に備えるべき自衛隊の装備体系の変更を伴うこれらの検討には抵抗があるに違いない。海上自衛隊をグレーゾーンで活動しやすくすること自体、同時に中国海軍の出動を容易にしてしまうジレンマもある。しかし真にシームレスな態勢確立には、海上自衛隊の側も防衛出動未満の事態にも柔軟に対応できる体制に変わら



第4図 新たな護衛艦の位置付け (Middle End艦構想)

注1) 斎藤隆元統幕長による。2) MSFは掃海隊群、RDは地方隊、EFは護衛艦隊の略。

第1表 新型護衛艦を取り巻く脅威対象

ねばならない。

グレーゾーン事態を超える事態(島嶼防衛/奪還作戦)への備え

統合機動防衛力の構築に向けて、自衛隊の体制整備にあたっての重視事項に「島嶼部に対する攻撃への対応」が挙げられ、陸上自衛隊陸上総隊に水陸機動団が創設されたほか、南九州の第8師団を始めとする4個の師団・旅団が機動運用部隊に改編されることになった。陸上自衛隊の“海兵化”が進められている。

平成29年度版「防衛白書」で重点とされる島嶼事態への取組みに関する記述は、陸上自衛隊による南西地域の防衛体制強化が中心で、海上自衛隊の役割についてはあまり触れられていないが、海上自衛隊においても着々と検討が進められている。

両用戦への備えが必要な時代となり、当初は第7艦隊の両用戦部隊であるTF-76のカウンター・パートである佐世保基地の第2護衛隊群が担当とされた。

筆者は、東日本大震災で掃海部隊を率いて被災地沿岸部における捜索救難活動を指揮した経験がある。そのオペレーションは、まさに海上から陸上に兵力を投射する両用戦の応用であったこと、沿岸部の対機雷戦/機雷敷設戦で培ってきた作戦能力は両用戦に直結すること、対機雷戦の将来は米海軍同様に両用戦の一部を担うものになるだろうという考え方から、両用戦の調査研究担当を掃海隊群に移管することを自衛艦隊司令官に進言し、了承された。東日本大震災直後、2011年のことである。

その後、掃海隊群司令部に両用戦を担当する幕僚が増強され、陸上自衛隊からの連絡幹部も常駐することとなった。2013年から、米軍が2年ごとに実施する統合両用戦演習ドーン・ブリッツの実動訓練に、掃海隊群司令を指揮官として参加を開始した。さらに2016年には第1輸送隊が掃海隊群に編入された。

先の大戦末期に日本を窮地に追いやったような大量の機雷攻撃が行なわれる蓋然性がなくなり、海上自衛隊が保有すべき対機雷艦艇の適正な保有隻数を検討し直す必要があった。その一方で、今後主体的な関与が求められるグレーゾーン事態や沿岸海域の両用戦に適した艦艇の欠落する現状を補うため、掃海艇と護衛艦隊直轄護衛隊(旧地方配備護衛隊)の護衛艦を財源に、これまでの重装備(ハイエンド)艦とは異なる、中装備でコンパクトな護衛艦(ミドルエンド艦)を新たに整備することとなった。このようにして、30FFMは海上自衛隊が新たに備える両用戦艦隊の中核を担うミドルエンド艦として着想されたものである(第4図)。ミドルエンド艦は、第1表に列挙するような将来にわたるわが国のシーレーンと領土を取り巻く脅威対象のあらゆるスペクトラムに対応できるよう、現有海上自衛隊の装備体系の空隙を埋め

1 地域国家

- ①中国：人民解放軍海軍、空軍、ロケット軍、民兵組織、国家海洋局海警局(旧海監、漁政、海關、辺防海警)
- ②北朝鮮：弾道ミサイル(短・準中・中・長距離)、工作船、潜水艦
- ③ロシア：空軍、海軍、戦略ロケット軍、国境軍

2 その他の脅威

- ①海賊・海上テロ
- ③大規模自然災害：三連動地震・津波

↓
平時、グレーから戦時まで、あらゆるスペクトラム事態に対応

(注) サイバー等の新ドメインを除く。

第2表 30FFMの構想・仕様

● Middle End Ship として海自が将来保有する第2艦隊の中核艦 平時の領域警備 重要港湾航路のルートサーバイ(MDAの一環) 海保巡視艇との共同作戦 巡視艇の能力を超える事態対処能力(海保への派出も想定) 大規模自然災害時の活動
● 水陸両用統合作戦での機能(統合島嶼防衛・奪還作戦) 機雷突破戦遂行(支援) 対地支援射撃 兵力(陸自水陸機動団)投入(離岸50マイルを想定) Sea Baseとして沖合に水際(Sea Shore)を作る→特殊部隊+EOD の出撃/収容可能なウエルデッキ 機雷敷設 ※これまでの機雷とはコンセプトがまったく異なる
● 必要と想定される装備 広い背中、平らなお腹、小回りのきく機動力→低速持続航行、 ホバリング 護衛艦以上の消磁 コンパクトで、より危害公算が高い機雷 高度なクラウド情報通信能力 省人化なるも乗客収容能力大→水、食料貯蔵、給養、ベッド 高度な射撃管制能力(FCS)→法執行のための当てない射撃 証拠収集能力→戦闘記録(映像、音声、計器……)

るに必須な機能を担う艦となる。筆者が想定する30FFMのあるべき運用構想・仕様を、第2表にまとめておく。

加えて、将来の大綱・中期には、現有の掃海母艦の後継として、統合作戦たる両用戦を洋上から指揮統制できる機能を備えたLPD(Landing Platform Dock)タイプの両用戦・機雷戦指揮艦を整備することが望ましい。

30FFM型護衛艦がある程度就役した暁には、現掃海隊群に30FFM型護衛艦、地方配備掃海艇を編入し、さらに掃海輸送ヘリコプター部隊である第111航空隊、特殊作戦を担う特別警備隊と地方隊水中処分隊を作戦統制する第2艦隊(両用艦隊)の創設が、あるべき態勢だと考える。

これにより、自衛艦隊には主として外洋において烈度の高い対潜戦と防空戦、水上打撃戦等を担う第1艦隊(護衛艦隊)と、主として統合両用戦、沿岸戦、機雷戦、法執行活動等を担う第2艦隊の2個艦隊態勢が整い、平時からグレーゾーン、有事、国際平和協力活動やMOOTWに至るすべてのスペクトラムにシームレスな対応ができる海上自衛隊の姿が見えてくる。

ラプラスの魔物のごとく、飢餓作戦に苦しんだ英靈が告げる啓示を代弁できたであろうか。